


所管部課	学校教育部 学校教育課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>本規程は、東大和市立小学校及び中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童及び生徒のうち、心身に障害がある者その他の教育上の特別な支援が必要な者に対して適正な就学等の支援を行うための委員会の設置等について定めたものである。</p> <p>新年度から、第三中学校に新たに通級指導学級を設置するとともに、全小学校に特別支援教室を設置するにあたり、選出委員の構成等を改め、所要の改正を行うものである。</p> <p>(改正の内容)</p> <p>①各学校からの選出委員の選出区分及び人数を変更する。 ②特別支援教室設置に伴う利用方法の変更や文言を整理する。</p> <p>(施行日)</p> <p>平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(影響及び効果)</p> <p>手続き等、適正な事務の執行に資する。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>(1) 規程の案文は、文書課において審査済み。 (2) 平成28年3月25日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。